

地域医療の確立に向けて

【社会環境部会】

高齢化の進展による医療需要の増大が予想される一方で、医師不足に伴う病院の診療科の休廃止が相次ぐなど、厳しい環境にある長野県の地域医療の確立については、県及び各市町村において積極的に対策を進めてきているところである。

しかし、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成には長期的に取り組む必要があり、公立病院や公的医療機関の整備・拡充にあたっては広域的な調整と明確な将来ビジョンが求められるところである。

県民・患者の視点に立った安全で質の高い地域医療を確立するため、県においては、引き続き、次の事項について国に働きかけるほか、適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 地域の中核となる病院については、民間の医療機関であっても、地域医療を守る上で欠くことのできない存在であることから、国において、施設、設備整備等に対する財政支援を拡充すること。また、今後拡充される「地域医療再生臨時特例交付金」については、県内全体の医療提供体制の整備が促進されるよう、県において、地域医療再生計画の策定を進めること。
- 2 地域医療を確立するため、医師や看護婦等の医療従事者については、長期的な視点で計画的に確保・育成を図ること。
- 3 住民のがん予防を進めるための受診率の向上を図る施策として、市町村の相互乗り入れ制度の拡大やがん検診車の増車、検査機器の整備、医療従事者の確保などについて、総合的な施策を進めること。
- 4 子宮頸がんワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種にあたっての市町村負担についても、地方財政措置を講ずるよう強く国に要請すること。
- 5 安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、平成23年度までの暫定措置となっている妊婦健康診査の拡充(5回→14回)に係る国の財源措置について、恒久的な財源措置を講じるよう強く国に要

請すること。

- 6 新型インフルエンザ等の感染症の発生及び流行に備え、専門的かつ適切に対応するため、県、市町村及び関係機関の密接なネットワークの構築を進めること。
- 7 福祉医療費の県補助対象について、県内市町村の実態を踏まえ、更なる拡大を検討すること。